

平成23年度

税制改正に関する提言

財団法人 全国法人会総連合

目 次

はじめに

総 論

第一 経済・財政・社会保障制度の改革.....	1
第二 行財政改革の推進.....	1
第三 国・地方のあり方.....	2
第四 税制改革のあり方.....	2
第五 租税教育の充実.....	3

各 論 基本事項

第一 法人税制について.....	4
第二 個人所得税制について.....	6
第三 相続税制について.....	8
第四 事業承継税制について.....	9
第五 消費税制について.....	10
第六 地方税制の見直しについて.....	11
第七 環境税制について.....	12

各 論 個別事項

<法令関係>

法人税関係.....	13
所得税関係.....	14
相続税関係.....	15
間接税関係.....	15
地方税関係.....	16
その他.....	17

<通達関係>

法人税関係.....	18
相続税関係.....	18

はじめに

現在の日本経済は、中国、インド等新興国的好景気に支えられ、輸出等外需は堅調だが、肝心の内需は低迷しており、景気はさえない展開が続いている。特に中小企業については先行きに不透明感が増し、企業マインドを冷やす要因となっている。

一方、世界に目を転ずると、人口1,000万人のギリシャの財政危機が世界経済を振り回し、欧州を中心に財政不安が広がっている。米国では、戦後最悪の雇用不安が経済の先行きを不確かなものにしている。このように、世界経済の先行きには不安材料が多く、その構造は一層複雑化している。

こうした経済情勢の中で、わが国は何をすべきか。その答えは既に出ている。その第一歩として、まず行うべきは、財政政策の基本である「入るを量りて出するを為す」ことであり、現状はその原則から著しく逸脱している。一方、成長分野に資金を投入するのは当然のことである。要するに現在の日本には具体的な成長戦略がない。その戦略の中でも税制改革は急務である。世界的に見ても欧州を中心に、経済活性化の観点から大胆な税制改革に踏み切る国が多い。特に、わが国においては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成23年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

総論

第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、本年6月、元気な日本を復活させるとして、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に捉えて建て直す方針を示した。この政策を要約すると、増税で得た財政資金を社会保障などの成長分野に投入することで、雇用を拡大し、成長につなげようとする戦略である。だが実際は、正に「言うは易く、行うは難し」の典型といつてもよいだろう。

現在の日本経済は脆弱化し、需給ギャップが25兆円ある。名目雇用者報酬も減り続けている。いわゆるデフレ状態の中にある。政府は増税しても成長はできると言うが、その根拠は不明である。

一方、向こう3年間の予算の大枠を示す財政運営戦略の新目標は、①国、地方を合わせた基礎的財政収支赤字を対国内総生産（GDP）比で2015年度までに半減し、20年度までに黒字化する、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げるという2本柱を据えている。しかし、同時に示された試算では、20年度の赤字は21.7兆円で、本年度赤字30.8兆円の半減にもならない。財政収支を黒字化しないと、肝心な債務残高が低下しない。そのための手段は増税による歳入増か歳出削減しかない。やはり、抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。

これと同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

第二 行財政改革の推進

政府は国の予算制度、その他行政全般のあり方を刷新するため、内閣府に行政刷新会議を設置した。行政刷新会議は、事業仕分けというこれまで見られなかった新しい手法で、行政の無駄の洗い出しを行い、注目を集めた。期待されていた予算や事業の無駄の見直しという行財政改革の観点では一定の成果を得られたが、財源確保の点では、第一弾の事業仕分けで3兆円以上の歳出削減を目標としたものの、削減額は7,000億円程度にとどまり、課題を残した。

政府が直営する事業は、非営利・独占事業であるが故に効率的な運用に欠ける面が多い。これを民間開放という鏡に照らしてみる市場化テスト等を行い、効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不充分である。特別会計の改革をはじめとして、目に見える形での成果を期待したい。

同様に、公務員改革についてもまだ道半ばである。制度の根幹に斬り込むような改革を期待したい。国会議員の定数削減も急務である。

地方自治体についても、広域自治体や道州制の導入等、さらに徹底した行財政改革を行うように求める。

第三 国・地方のあり方

わが国の中集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性の方が目立ってきた。現在の政権は、基本理念として地域主権を主張し、国・地方の関係を「上下、主従の関係から対等、協力の関係へ」と謳っている。

当面は、規制・予算・法律関連などを見直すとしているが、我々国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策であり、これらの問題に真剣に取り組むべきである。

また、地域主権戦略会議では基礎自治体（人口30万人程度）を重視しているが、広域行政による効率化の観点から、道州制について充分に議論すべきである。

分権型システムの確立のためには、地方のリストラに加えて、国から地方への補助金の削減、地方交付税改革、税源移譲のいわゆる三位一体改革の流れを止めてはならない。現政権は国から地方へのひもつき補助金の廃止、地方が自由に使える一括交付金の交付を謳っているが、地方交付税交付金や補助金の見直しは急務である。

第四 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則のほか、国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等の国際的整合性をも踏まえつつ、今後の税のあり方に踏み込んだ抜本的な改革を行う必要がある。

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特に国際化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、かねてからの懸案である法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。また、社会保障を支える意味から、今後、消費税の役割を強化する必要がある。

第五 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、眞の納税者（タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

これからの中長期税制改正は、納める側が納得した上で推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論 基本事項

第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40.69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から、税制を優遇している国が多い。現実に、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ、中国等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、少なくとも欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失しており、改めて経済取引の実体の中にそのあり方を位置付けることが必要と考える。2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不充分であり、定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算

入割合の撤廃、資本金の規模制限の弾力化等の改善を求める。

4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

6. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告（e-Tax）は、2010年3月末現在の利用率が45.4%に達した。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を省略できる書類の拡充などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

7. その他

租税特別措置に関連して、政府は「租特透明化法」を国会で成立させた。租税特別措置のうち、政策税制措置を4年間かけて抜本的に見直す方針である。租税特別措置については、政策目的を果たしたもののは廃止し、それを法人税率引き下げの財源に充当すべきである。ただし、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置は本則化（恒久化を含む）あるいは新設すべきである。

また、配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不充分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

一方、税制改正において、所得税の最高税率引き上げが検討されているが、仮に最高税率を引き上げても税収効果は小さく、象徴的な意味しか持たない。逆に労働意欲を損ね、マイナス効果を及ぼす可能性がある。

2. 各種控除制度の整理・合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と併せて見直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。政府は本年度から、新しい子育て支援制度を法制化し、中学校卒業までの子どもに1人当たり月額1万3千円を支給している。

少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要となるが、一方で税制面からの配慮も不可欠である。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。さらには、フランスで実施されているN分N乗方式（子どもの数が多くなるほど所得税が減税される仕組み）の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとは言えない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。平成20年度税制改正で損益通算の特例が一部実施されたが、まだ不充分である。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、最近、社会保障番号との関係整理を含め、政府部内でも議論が活発化している。電子商取引の普及、金融商品の多様化、国際化が進む中での資産移動の把握、金融所得一体課税での損益通算の際の適正な執行、医療・年金等社会保障制度との一元管理、さらには給付付き税額控除制度の導入に向けた検討などを背景に、導入の必要性が求められている。こうした点から、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、税務面のみならず社会保障分野にも活用する観点から、制度の早期導入に向けて早急かつ充分に検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

相続税については、格差是正の観点から、平成23年度税制改正で相続税の課税ベース、税率構造の見直し等課税強化を目指す方針が示されている。また、課税方式についても昭和33年以来続けられてきた法定相続人課税方式から遺産課税方式へ変更し、税率構造はもとより、基礎控除や非課税・軽減措置等について大幅な見直しが予想される。だが、国際的に見ても相続税の負担率は主要国と同一水準であり、負担強化については納得できない。このため、現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求める。

2. 贈与税

贈与税については、基礎控除とは別枠で、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が平成22年度税制改正で講じられた。しかし、この措置は平成23年末までの時限立法となっている。さらに、個人資産の世代間移転という観点から見ると、極めて対象が限定されている。このため、贈与税については、相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与（非課税枠2,500万円）について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算することになっている。この制度については、非課税枠の拡大と65歳から60歳への年齢制限の引き下げを求める。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたり欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備されている。

一方、わが国では、事業後継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年度税制改正で創設されたものの、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは控除する欧米の制度に比べると内容、要件等が不充分であり、本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①原則として中小企業基本法で定める中小企業が対象となること、②事前に経済産業大臣の認定、適用後に経済産業大臣、税務署長への報告等手続きが煩雑なこと、③5年間、雇用（厚生年金および健康保険加入者をベース）の8割以上を維持すること、④原則として死亡時まで株式保有しないと納税猶予とならない等、厳しい条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についてもほぼ同様である。

このため、事業承継税制を利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、制度導入の趣旨が生かされない恐れがある。については、適用要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を今後も引き続き最重要課題として求めていくこととする。

このほか、親族外承継も重要な課題であり、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言うまでもない。

税制改革の中で、消費増税のみをクローズアップすることは適当でなく、厳しい歳出・歳入の見直しの中で、その必要性が確認されることが重要である。特に、消費税については、今後の国民の義務として税のあり方、福祉社会の中で受益と負担のあり方について国民のコンセンサスを構築し、かつ具体的な消費税制度のあり方や運用等について所要の整備を行うなど、国民の不安を可能な限り少なくした上で、税率の引き上げを行うべきである。

2. 滞納防止

消費税は本来、預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

第六 地方税制の見直しについて

1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税については、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大しているが、本来、固定資産税との二重課税的な性格を持っていることから、速やかに廃止すべきである。

3. 申告納税の合理化

行財政改革や納税者利便性等の観点から、国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税や市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平・中立の観点から法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

環境問題については、地球温暖化対策として各種の構想や提案が行われている。しかし、具体的に税制面でどう対応するかについては、政府部内で結論が出ていない。このため、当面は国内外の議論を注視し、環境政策との調和、石油税等、既存の税制との調整を図りつつ、幅広い観点から積極的に検討するよう求めたい。また、これに関連して、21世紀の企業人は環境意識を持って経営を行うべきことは、言うまでもない。

各論 個別事項

<法 令 関 係>

法 人 税 関 係

[無形減価償却資産]

- 1 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[少額減価償却資産]

- 2 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し、制度を恒久化すること。

[引当金の損金算入]

- 3 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
 - (1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。
 - (2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- 4 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- 5 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[事業所内保育施設に係る割増償却制度]

- 6 平成23年3月までに一定要件の下で設置された事業所内保育施設等については、割増償却が認められているが、企業の子育て支援を引き続き後押しするため、その適用期限を延長すること。

[法人税の延納]

- 7 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法

人税の延納制度を復活すること。

なお、その際併せて利子税率を軽減すること。

[申告書の提出期限]

- 8 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

所 得 税 関 係

[土地・建物等の損益通算]

- 1 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- 2 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認めるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- 3 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[公的年金の納税手続きの簡素化]

- 4 公的年金収入のみの納税者に対しては、年末調整に準じた制度を創設し、確定申告を不要とすること。

[源泉納付]

- 5 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

[財産債務明細書]

- 6 財産債務明細書の提出を要する所得基準2,000万円は、昭和47年度改正以降相当期間を経過しているので、4,000万円に引き上げること。

相 続 税 関 係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- 1 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人あたり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- 2 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- 3 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- 4 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

[非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度]

- 5 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度において、適用対象会社については、上場会社や風俗営業会社に該当しないこととする要件があるが、6親等内の血族などを対象とするのは広範囲過ぎる上に、実務的にも問題があることから改正すること。

間 接 税 関 係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- 1 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

- 2 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な

事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

[印紙税]

3 印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

地 方 税 関 係

[固定資産税の免税点]

1 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。

[法人事業税]

2 法人事業税について次のとおり改正すること。

(1) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得金額別の標準税率が適用されず一律に9.6%の税率となっているが、この制度を廃止すること。

(2) 二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようすること。

[個人住民税]

3 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

4 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

[償却資産]

5 固定資産税のうち、償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

そ の 他

[更正請求]

更正請求をすることができる期間を1年以内から5年以内とすること。

<通 達 関 係>

法 人 税 関 係

[修繕費]

- 1 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。
 - ① 修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合
 - ② 修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[交際費]

- 2 社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額（1件当たり1万円程度）については、交際費課税の対象から除外すること。

[借地権]

- 3 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げるここと。

相 続 税 関 係

[取引相場のない株式の評価]

- (1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大會社についても50%に引き下げるここと。
- (2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。